

# 社会福祉施設等の 防火安全対策

松寿園火災から一年…残された問題は何か

牧野 恒一

はじめに

東京都東村山市の松寿園火災において一七名のお年寄りが亡くなられてから、去る六月六日で一年が過ぎた。この一年の間に、この火災を教訓として、社会福祉施設や病院に対しスプリンクラーの設置強化を中心とする消防法施行令の改正等の防火安全対策の強化がなされ、各消防機関においても、様々な施策が実施されてきたところである。

このような諸施策により、社会福祉施設や病院等の防火安全性は急速に向上しつつあると考えられるが、「万一初期消火に失敗した場合の対応体制」について、問題点の整理と若干の考察

を試みてみたい。

一 火の用心、初期消火の重要性と自衛消防隊員の行動

この種の施設で、万一初期消火に失敗した場合には、避難誘導が極めて困難であることは今更言うまでもないだろう。

このため、この種の施設の防火安全対策の基本は「とにかく火を出さないこと」とされており、どの施設でも火気管理については最大の注意が払われているようである。

また、万一火災が発生した場合に、火災を出来る限り早く発見し消火することについても、その重要性は良く認識されており、消火器や屋内消火栓を用いた初期消火の訓練なども、他の

用途の施設に比べればはるかに熱心になされていると言っているのだらう。

むしろ、「初期消火に失敗したらそれで終わり」とすらひそかに考えて、火の用心と初期消火までの対応に全力を傾注している、と言っても良いかも知れない。

この考えかたはもちろんそれなりに正しい。現に陽気寮と松寿園の火災までは、六人以上の死者を出す火災は一八年間もの間発生しなかったのだから。

それでも、陽気寮と松寿園では初期消火の段階で食い止めることができず、多数の死者が発生してしまった。そして、究極の初期消火対策とも言うべきスプリンクラーの設置規制の強化が行われたのである。

スプリンクラー設備の設置規制の強化が行われた今、自衛消防隊員は、「火災が発生しても初期消火に一〇〇%成功する」と考えて対応して良いのだろうか。

やはり、そうではないのだらう。スプリンクラー設備が設置されれば、これまでとは比べものにならないくらい、初期消火の成功率が高まることは間違いないが、それでも、自衛消防隊員は万一初期消火に失敗した場合も含めて対応行動を考え、訓練しておくなければならないことは当然だらう。

まして、スプリンクラー設備が既存対象物に遡及的に設置されるまでには、遅いものでは後八年もかかるし、スプリンクラー設備の設置義務がない一〇〇㎡未満の対象物もあることを考えると、この残された課題に真剣に取り組みなければならぬことは言うまでもない。

さて、松寿園火災においては、出火時に二階三六人、三階三八人のお年寄りがあり、この内二〇%以上の方が「寝たきり」で自力避難が出来ず、他に移動の際に車椅子等の補助具が必要な者が四〇%近くいた。

寮母さんは二階に一人、三階に一人であったから、二人の寮母さんは、初期消火を断念した後、限られた時間内に一一九番通報、非常放送及びこれらのお年寄りの救出を行わなければならないという、極めて困難な立場に置かれたのである。

これまでの常識では、このような状況はきわめて悲観的な状況と言えるところだが、松寿園火災以後の諸対策の進展により、必ずしもそうとは言えない状況が生まれつつある。

## 二 直接通報システムの承認

松寿園火災後の九月一日、自治省消防庁は、社会福祉施設と病院等について、自動火災報知設備（自火報）が発報した際に自動的に消防機関にその旨を通報する「直接通報システム」を含む、「消防機関への通報の円滑化」対策の推進を各消防機関に指示した。

「直接通報システム」とは、社会福祉施設等に設置されている自火報（非火災報対策がなされているもの）を通信回線で一一九番に直結し、自火報が発報すると同時にその情報（自火報が発報した」という情報）を合成音声で自動的に消防機関に伝えるシステムである。この情報を受けた消防機関は、直ちに数隊消防隊を出場させるため、通常、自火報発報後数分で消防隊

が到着することになる。

また、自火報が発報した後、当直の寮母等が現場を確認に行き、本当に火災であることを確認したら、所定の押しボタンを押せば、今度は「火災が発生した」という情報に切り替わって、再び自動的に消防機関に通報されることになる。この場合は正式の火災通報であるから、消防機関は、本格的に消防隊を出場させることになる。

つまり、この直接通報システムを導入した社会福祉施設等においては、自火報が発報して数分後には、屈強な消防隊員が統々と到着することになるのである。

これを前提として考えるのであれば、社会福祉施設等の当直の寮母等の行動は、かなり楽になる。一一九番通報に要する時間を押しボタンを押すだけの時間に短縮出来、他の活動にふり向けることが出来るだけでなく、とにかく「自火報発報後の最初の数分間をいかにしてしのぐか」を考えれば良いことになるのだから。

### 三 一次安全ゾーンへの避難・救出

これまで、火災が発生した場合の避難・救出先は、最終的には「安全な地上」とされてきた。この考え方は今後とも正しいと思うが、もし自火報発報後数分で消防隊が到着することを前提とするのであれば、当直の寮母の行動としては、必ずしも「最終的に安全な地上」まで入園者を搬送することを考えなくても良いかも知れない。

少数の入園者を安全な地上まで搬送することにより多数の入

園者を火災ゾーンに残すことになるのであれば、同じ時間内にすべての入園者を一時的に一定時間安全な場所に搬送しておく、地上への救出は消防隊に委ねる方が、被害が少なく済む可能性が高いとも考えられるからである。

ただし、このような避難・救出プログラムは、消防隊が一定時間後には必ず到着することが前提となっており、その前提が崩れると、一次安全ゾーンに一時避難した人がすべて危険にさらされることになりかねない。

その意味では、このような避難・救出プログラムの採用には、直接通報システムや非常通報設備の導入、又は自火報発報後即時の通報（確認前通報）の承認等が前提となつてこようし、個々の社会福祉施設等と最寄りの消防署等との位置関係なども重要な要素となるだろう。

もちろん、一次安全ゾーンにどの程度の性能を期待するかも重要な検討要素である。

### 四 一次安全ゾーンと搬送方法

この種の施設では、自力で動けない入園者をどのようにして安全ゾーンまで移動させるかが大きな問題である。

安全ゾーンを「安全な地上」と考えると、自力避難困難者を一階に寝かせておかない限り、最終的に階段等による垂直避難が必要となるため、夜間においては、たとえ宿直体制を大幅に強化しても短時間に全員を搬送することは困難である。

もし、当直の寮母の避難・救出活動が、とりあえず一次安全ゾーンへの搬送で良いとすれば、一次安全ゾーンの位置、構造、

一 区画に存する自力避難困難者の数次第では、少数の寮母等によっても一定時間以内には全員の搬送を終えることが出来るかも知れない。

この場合の搬送方法は、車椅子に乗せて搬送する方法、布団やシートごと引張る方法、車付きベッドごと移動する方法等が考えられるが、実験してみると、一次安全ゾーンの位置、構造、広さ、出入口の幅、段差の有無、搬送しなければならない距離、床の仕上げ（摩擦係数等）、入園者の体重、寮母等の体力等によつて、最適の方法がそれぞれ異なることがわかる。訓練の際に、実際に一次安全ゾーンに搬送してみても、それぞれの施設ごと、さらにはそれぞれの部屋や入園者ごと等に、きめ細かく搬送方法を設定することも必要であると考えられる。

## 五 火災の拡大速度の遅延

火災拡大速度を遅くすることは、初期消火に失敗した場合の改善の策として極めて重要であり、そのための内装不燃化や防火区画の重要性は現在の建築基準法の基本理念であるとともに、自衛消防活動の基本事項として従前から指導されてきた。

初期消火に失敗した後、一定時間内にすべての入園者を一次安全ゾーンに避難・救出するプログラムを実施するのであれば、この「一定時間」を極力引き延ばすことは、従来にも増して重要になってくる。

そのためには、建築基準法で要求している防火区画だけでなく、各室単位、数室単位に区画出来るような建築上の配慮があることが望ましく、また自衛消防活動としては、その区画を閉

鎖する行動プログラムが必要である。

このような視点から、現実の社会福祉施設等の実態をながめてみると、かなり問題が残されている。

初期消火に失敗した時、火災室の扉を閉めて火煙が拡大しないようにすることは、自衛消防活動の基本であるが、現実の施設には、中廊下に面した壁の上部に明かりとりや通風のため欄間があることが多く、日常活動や管理の利便性のためか、居室と廊下の間の出入口に扉がないものさえ少なくないのである。また、扉があっても防火的な性能は殆ど期待できないものも

多く、さらに居室と廊下の間の壁に大きな窓をとっているもの、壁自体の防火区画的性能が期待できないものも多いことを考えると、多くの施設では、火災が一定の段階をこえると、火災階全体に急速に火煙が拡大してしまふ可能性が高いのである。従って、火煙の拡大速度を遅くするためには、廊下と居室等との間の欄間や窓を網入りガラスのはめ殺しにするとか、居室等には必ず一定以上の防火性能を有する扉を設けておくとかの措置が必要である。

そのような措置がなされていないと、「扉を閉める」という行動プログラムが意味をなさないのである。

その上で、アメリカで教えられているように、「火とあなたとの間にドアがあれば全て閉める」ことを、避難・救出等に優先して行わなければならない、ということ、教育・訓練により徹底していく必要があるだろう。

これらの措置が進んで来れば、火煙の拡大速度は遅くなり、その分だけ当直の寮母等の避難・救出行動が楽になると考えら

れるのである。

#### 六 万一初期消火に失敗した場合の対応体制

以上のように考えてくると、夜間に火災が発生した場合の当直の寮母等の行動は、次のようなものとなるのではなからうか。

- ① 自火報発報後、消火器を持って直ちに火災の確認に行き、火災を発見したら初期消火を試みる。
- ② 初期消火に失敗したら、火災室の戸を閉めて、火災を1室に閉じ込める。
- ③ 直接通報システムの押しボタンを押す。
- ④ 非常放送を行う。
- ⑤ 上階に火煙が拡大しないよう、階段等の防火戸を閉鎖する。
- ⑥ 自力で避難出来ない患者を、火災となった防火区画の外にとりあえず搬送する。

⑦ 火災となった防火区画を形成するすべての防火戸を閉鎖して、火煙の拡大を防ぐ。

このような一連の行動が、建物構造や内装によって決まってくる一定の時間内に出来なければ、初期消火に失敗した場合に人命被害の出る可能性はかなり高いと言わざるをえないだろう。逆に、このような行動が的確になされて火煙の拡大が抑えられていれば、「自火報発報後数分」で到着する消防隊の活動とも併せて、たとえ初期消火に失敗しても、大きな人命被害を出さずに済ませることも、十分可能だと考えられるのである。 堀

従って、この種の施設に対する防火安全対策として消防行政に残された今後の課題は、以上のような行動プログラムが可能となるような、ハード面、ソフト面での検証と、指導、教育及び訓練方法の確立ではなからうか。

## 松寿園火災後の防火安全対策について

東京消防庁

昨年六月六日東村山市で発生した特別養護老人ホーム「松寿園」の火災は、施設の特性から、人的、物的に大きな被害を出

し、社会的に注目をあび新たな課題が提起された。

東京消防庁では、火災直後「社会福祉施設等火災対策検討委